

(報 告 事 項)

令和4年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について

1 基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくりを目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長するため、行政はもとより、学校運営協議会（コミュニティスクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・学校・地域が連携することにより、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策、安全・安心の環境づくりを目指します。

2 基本施策

家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

- (1) 青少年の健全育成活動の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

3 具体的施策

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

(1) 取組1 青少年の健全育成体制の充実

① 山形市青少年問題協議会の開催

青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行った。

組織：会長1名、副会長2名、委員24名

根拠：地方青少年問題協議会法（資料1） 山形市青少年問題協議会設置条例（資料2）

日時：令和4年7月27日（水） 開催（市庁舎11階大会議室）

② 青少年健全育成講演会の開催

これからの社会を担う青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、内閣府が毎年11月に設定する「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、現在の青少年を取り巻く問題を取り上げた講演会を開催した。

※青少年育成推進員連絡協議会、青少年育成市民会議、青少年指導センター指導委員連絡会と合同開催

令和4年11月14日（月） 山形国際交流プラザビッグウイング：123名参加

「攻める防犯という考え方 ―主役は地域の皆さん―」

講師：出口 保行 氏（東京未来大学子ども心理学部長、教授）

③ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

地域における青少年健全育成運動を組織的・継続的に推進するため、小学校区ごとに1～2名を委嘱し、「青少年育成推進員」59名で活動した。

④ 「令和4年度 やまがたの青少年」の発行

青少年問題協議会の開催時期に合わせて発行した。

⑤ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組

書店・コンビニなどの有害図書陳列状況一斉調査を、各地区における夏季一斉街頭指導時に実施した。また毎年、青少年育成団体の山形市青少年育成市民会議及び山形市青少年育成推進員連絡協議会とともに、山形駅前でのキャラバン運動（啓発品ティッシュ配布）により活動を推進しているが、令和4年度は、コロナ禍により啓発方法を変更し実施した。

年 度	取り組み内容
令和 4 年度	有害図書陳列状況一斉調査（7～8月）…地区ごとに実施 啓発品ティッシュ配布（健全育成講演会時：11月）

(2) 取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

①補助金・負担金の交付

青少年の健全育成・非行防止活動及び学習支援等、自主的活動を展開する青少年健全育成団体等（9団体）に活動運営のための補助金・負担金を交付し、青少年の健全育成活動等を支援した。また、第70回日本PTA全国研究大会山形大会に大会運営のための補助金を交付した。

	団体名	金額(円)	活動内容
補助金	山形市青少年育成市民会議	150,000	会員・有志が協力連携し、青少年の健全育成に関する市民運動を行う。
	社会を明るくする運動 山形市推進委員会	405,000	犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする、全国的運動を推進する。
	山形市子ども会育成連合会	444,174	子ども会活性化、各種研修会、ジュニアリーダーの育成、功労者・優良子ども会の表彰など
	更生保護法人羽陽和光会	450,000	犯罪に及んだ人達の中で、保護を受けることが困難な人に、食事・宿泊を提供し、自立更生の支援を行う。
	山形市PTA連合会	800,000	単位PTAとの連絡を密にし、教育振興の向上と児童生徒の健全育成の推進を図る。
	山形地区保護司会	405,000	保護観察所等との連携のもと、更生保護、青少年の非行防止活動等を推進する。
	第70回日本PTA連合会全国研究大会山形大会	3,000,000	全国のPTA団体が活動状況の発表、討議を行う事により、各々の課題を共有・解決し、実践につなげる。
子ども育成ボランティア・山形	12,264,329	子どもの自主学習空間の運営や、大人との交流事業を行い、子どもの健全育成を図る。	
負担金	山形市青少年育成推進員 連絡協議会	350,000	地区における青少年健全育成活動を促進し、推進員の資質向上と連携を図る。
	山形市青少年指導センター 指導委員連絡会	350,000	青少年指導センターとともに、青少年の非行防止について情報交換し、研修ならびに会員相互の親睦を図る。

② 各地区青少年健全育成連絡協議会への活動奨励金の交付

連合会組織や町内会等、小学校区ごとに設置され、地域一体で自主的な活動を展開している青少年健全育成連絡協議会の活動に奨励金を交付し支援した。(見守り活動、講演会、声がけ運動、啓発チラシ配布、情報交換、独自事業、研修会等)

・交付額 1地区 65,000円 34地区

(3) 取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

青少年が抱える様々な問題や困難は複雑化しており、対処できる専門機関へつなぐことも重要であることから、国や県、若者相談支援拠点(市内3か所)、社会福祉協議会、保健所等の専門機関と協力・連携するとともに、それら機関について市民へ周知を図った。

山形市内の支援拠点施設	所在地	相談受付
認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター フリースペース雨やどり	山形市小荷駄町2番7号 SUN まち内	電話受付 日～金曜日 10:00～17:00
特定非営利活動法人 クローバーの会アットやまがた フリースペースいろは	山形市南原町一丁目27番 20号	電話受付 月～土曜日 10:00～17:00 来所相談 火・水・木・土 14:00～17:00
特定非営利活動法人 プチュナイテッドアスリートクラブ あにまるplus	山形市飯田三丁目2番12号	電話受付 月～金曜日 10:00～16:00

(4) 取組4 二十歳の祝賀式の開催

二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催した。二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担った。

- ・日程：令和5年5月4日(木・祝)
- ・場所：山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)
- ・参加人数：1,873名

施策2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」(資料4)に基づき、子どもの登下校時の安全・安心の確保に努める。また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

(1) 取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

① 通学路の整備

通学路安全確保のため、各小学校から危険箇所の報告を受け、関係機関との連携を計りながら通学路安全点検を行い、改善を図るように努めた。また、冬期間の通学路の除排雪に関わる対応を行った。

② 「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づく取組の推進

子どもたちをより多くの目で見守るための各種安全・安心対策の基本方針に基づき、教育委員会及び他関係部署が連携し組織的な推進を行った。

(2) 取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

① 子ども見守り活動の推進

子どもの危険を未然に防止するため、各地区の子ども見守り隊や青少年健全育成連絡協議会を中心に行われている登下校時の地域見守り活動を推進した。

- ・各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発・支援
- ・学校・地域・警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援

※こども110番について

犯罪等の被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う活動。保護者、地域、事業者等、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組。

② 危険箇所の把握（危険が潜みやすい場所の改善）

青少年指導センター指導委員が各地域内の街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図った。

(3) 取組3 緊急情報の迅速な配信

① 「子ども安全情報配信システム」の運用

平成18年度から、「子ども安全情報配信システム」により、登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知している。また、長期休業前に注意喚起を促すメールを配信し、事件・事故及び犯罪・非行の未然防止に努めている。令和3年4月からは、山形連携中枢都市圏の連携事業として、村山管内6市7町の不審者情報の配信を開始し、子どもたちの安全確保のため情報発信とその共有に努めた。

年 度	登録件数	配信件数	
		不審者情報	注意喚起
令和4年度 (R5.3月末現在)	4,821件	57件	
		市内	広域
		15	39
令和3年度 (R4.3月末現在)	4,883件	80件	
		市内	広域
		20	56

② 市LINE公式アカウントによる配信

子ども安全情報配信システムで配信した山形市の情報及び広域の情報について、市LINE公式アカウントでも配信した。

(4) 取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

登下校や放課後、週末等の安全安心の確保について、子どもたちを事件・事故・犯罪から守るため、学校、保護者、地域、青少年健全育成団体、事業者、警察等が連携し、各小・中学校の実情に応じた仕組みづくりを検討する。

① 体験活動や居場所づくり

放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点の確保。

[放課後子ども教室、放課後児童クラブ]

施策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

(1) 取組 1 有害図書等の監視・調査

① 有害図書陳列状況の調査

山形市青少年育成推進員や学校、PTAなどの関係団体と連携し、地域における青少年に有害な環境の浄化を図るため、書店・コンビニ等の有害図書類調査等により、県で指定する有害指定図書等・情報誌・DVDなどの区分陳列を促進し、子どもたちの身近な場所から環境の改善を図った。

[陳列状況一斉調査箇所]

年 度	【上段】：調査した店舗数							
	【下段左】：図書類有の店舗数				【下段右】：陳列優良の店舗数			
	コンビニ		書店		その他		合計	
令和 4 年度	78		5		12		95	
	22	10	5	5	2	2	29	17
令和 3 年度	77		5		12		94	
	24	18	5	5	4	3	33	26
令和 2 年度	75		5		10		90	
	19	3	4	3	4	2	27	8

(参考：コンビニの対応について)

おもなコンビニ各社が加盟する日本フランチャイズチェーン協会の取り決めにより、令和元年8月末現在をもって18歳未満への販売・閲覧防止の措置をとっているが、陳列の最終判断は各店舗に委ねられている。

② 有害違法簡易広告物の監視

平成28年度から、有害違法簡易広告物を発見した場合は、村山総合支庁へ通報し、除去依頼を行うこととしている。平成28年度から令和4年度まで除去実績なし。

(2) 取組 2 青少年のインターネット適正使用の啓発

① インターネット適正使用についての啓発

携帯電話やスマートフォンでのインターネットの適切な利用及びフィルタリングの必要性、困った時の相談窓口等について、広報・啓発している。

- ・「広報やまがた」(R3.7.15号)、山形市ホームページへの掲載
- ・警察庁などで作成している啓発用チラシを、地区の健全育成関係団体に提供

② インターネット等安全パトロールの実施

児童生徒のインターネット上の掲示板等への書き込みを検索閲覧する「ネット安全パトロール」を、平成24年4月から実施している。令和2年度後半には、パトロールする通信機器の環境整備を行い、近年若者の通信手段で浸透している「インスタグラム」等、SNS上でのパトロールを新たに開始するとともに、小中高校等一校ずつの校名検索により学校や個人が特定される書き込みのチェックを行うなど、監視方法やパトロール体制の改善と強化を図った。

ネット安全パトロール実施状況

年度 (件数)		市内		市外		合計
		小中学校	高校	小中学校	高校	
令和4年度	検索	5,606		4,752		10,358
R5.3.末日現在	学校等へ連絡	0	2	0	2	4
令和3年度	検索	10,948		2,988		13,936
R4.3.末日現在	学校等へ連絡	0	1	3	3	7
令和2年度	検索	8,012		2,447		10,459
R3.3.末日現在	学校等へ連絡	1	7	5	1	14

(3) 取組3 薬物乱用防止の啓発

① 薬物乱用防止の啓発

国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示や、薬物乱用防止についてのチラシ・リーフレットを、各種会議で配布するなどして啓発している。

施 策 4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携協力しながら、青少年の非行防止対策・相談体制を推進する。

(1) 取組1 街頭指導の実施

① 中央指導員による、市内繁華街を中心とした街頭指導を実施

市中心部の繁華街（駅前、七日町）、大型ショッピングセンター等が立地している嶋地区、吉原地区、及び各地区の注意警戒地域などを重点的に、平日の午前、午後、夕刻、夜間のうち2つの時間帯に街頭指導を実施している。令和3年度10月からは、夕刻・夜間帯の街頭指導について、青色防犯パトロール車の導入による街頭指導を開始した。

◆ 実施時間帯 午前 10:00～12:00 午後 14:30～16:30
夕刻 16:00～18:00 夜間 18:00～20:00

② 学校の長期休業期間や祭り、花火大会開催時の各地区街頭指導を実施

各地区の街頭指導を、学校の長期休業期間やお祭り、花火大会等の時期に、地区計画に基づき実施している。令和4年度は、コロナ禍により中止となっていた植木市や花火大会等のイベントが規模縮小による実施となり、街頭指導を再開した。

③ 各地区街頭指導時の危険箇所の把握と改善

子どもたちの長期休業期間における市内34の小中学校区の一斉街頭指導時に、地区内の危険箇所を発見した際は連絡をもらい、関係部署等に報告し改善を依頼している。

年度	指導日数	従事指導委員	注意指導された少年人数	注意指導された少年の行為					声がけ人数
				不健全性行為	校則違反	飲酒喫煙	怠学	その他	
令和4年度	451	1,946	0	0	0	0	0	0	19,496
令和3年度	457	1,801	4	0	2	0	0	2	17,079
令和2年度	462	1,961	10	0	3	0	0	7	6,056

※「注意指導/その他」については、自転車二人乗り、公共場所でのスケートボード等
 ※「声がけ人数」は、あいさつ等コミュニケーションの他、注意喚起や健全育成の視点による集計

(2) 取組2 少年相談の実施

① 青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談による悩み相談の実施

現在8名の少年相談員がローテーションを組み、相談日に1名ずつ従事しており、学校生活や交友関係など様々な相談について対応している。

電話・面談：平日の午後1時～午後5時、メール：24時間受付（返信は平日）

<相談等の状況 [件数] >

各年度3月末日現在

年度	電話	面談	メール	合計
令和4年度	86(2)	0	34(3)	120(5)
令和3年度	16(4)	2	29(3)	47(7)
令和2年度	25(2)	0	43(9)	68(10)

※上記（ ）内は他専門機関への“つなぎ紹介”件数

<相談等の内訳>

各年度3月末日現在年間実績

相談種別	電話			面談			メール			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
合計	25	16	86		2		43	29	34	68	47	120
相談者内訳	少年本人	15	11	65		1	27	13	24	42	25	89
	家族その他	10	5	21		1	16	16	10	26	22	31
対象少年内訳	小学生	5	2	1			6	18	7	11	20	8
	中学生	6	9	12			7		9	13	9	21
	高校生	9	5	45		2	21	9	10	30	16	55
	その他	5		28			9	2	8	14	2	36
相談内容内訳	学校生活	4	2	8			3	20	13	7	22	21
	進路	1					2	1	3	3	1	3
	部活	1	1				9		2	10	1	2
	不登校	1	1			1				1	2	
	交友関係	1	1				2	2	2	3	3	2
	異性関係		1	7					1		1	8
	性に関すること	5	2	44			2		1	7	2	45
	いじめ	2	1	2			6	2	2	8	3	4
	家庭内暴力											
	虐待						1			1		
	引きこもり											
	携帯電話		1				1			1	1	
	家庭のこと	5	2	2		1	6	2	5	11	5	7
	身体のこと	2		17			1			3		17
	しつけ											
その他	3	4	6				2	5	3	6	11	

<少年相談のPR・広報状況>

周知種類	周知対象	周知時期		備考
少年相談カード	小・中・高の児童生徒	9月	3月	小学生4年生以上対象
少年相談チラシ	小・中の保護者	9月	3月	全校生徒の保護者対象
広報やまがた	市全世帯	毎月1日号		
カード用ラック	小・中・高の校内設置	R元9月		令和元年度

(3) 取組3 研修会の実施

① 青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象とした研修会を実施

年度	中央指導委員研修会	少年相談員研修会
令和4年度	令和4年11月14日(月)：123名参加 「攻める防犯という考え方 —主役は地域の皆さん—」 講師 出口 保行 氏 (東京未来大学こども心理学部長、教授)	令和5年3月13日(月)8名参加 「NPO法人With優の 取組みと現状について」 講師：NPO法人With優 代表 白石 祥和 氏
令和3年度	令和3年11月22日(月)：248名参加 「壊されゆく子どもたち ～今、私たちにできること、しなければならぬこと～」 講師 水谷修 氏 (花園大学客員教授「夜回り先生」)	令和4年3月8日(火)：12名参加 「若者相談支援拠点フリースペース 雨やどりの取組みと現状」 講師：山形県若者相談支援拠点 認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター 代表 細谷 暁子 氏
令和2年度	令和2年11月19日(木)：137名参加 「思春期の子どもへの関わり方 ～不登校・ひきこもりの家庭支援～」 講師：東北大学 大学院教育学研究科・ 教育学部 教授 若島 孔文 氏	令和3年3月8日(月)：12名参加 「居場所づくりから見えてきたこと」 講師：山形県若者相談支援拠点 クローバーの会@やまがた 代表 樋口 愛子 氏

(4) 取組4 広域連携の推進

① 県内各青少年指導センターとの連携

山形県内の各補導(指導)センターの連絡協議会について、オンラインで総会を開催し、情報共有を行った。

- ・山形県青少年補導連絡協議会総会 令和4年4月26日(火)

② 合同街頭指導の実施等による周辺市町・警察との連携

ア 子どもたちの行動範囲の広がりにより、周辺市町から山形市へ、または、山形市から仙台市への往来があるため、他市町等や警察署との合同での街頭指導を実施している。

a 他市町、県等との連携

山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁

→ 例年、6月下旬の中学校総体振替日にイオンモール天童にて実施。

令和4年度は6月20日(月)に実施

b 警察等との連携

隣接各警察署及び山形地区少年補導員(県警委嘱者)

→ 令和4年8月19日（金）「少年非行防止の日」（県警設定）に、2班編成して実施（山形駅周辺、霞城公園等）

c 仙台市との連携

仙台市子供相談支援センター及び村山総合支庁

→ 例年、9月下旬の市中学校新人大会振替日に仙台市中心街にて実施。

令和2～4年度は、コロナ禍により訪問を自粛し、青少年指導センター単独での広域街頭指導を実施した。

d その他健全育成団体等との街頭指導

P T A母親委員を対象とした研修会及び合同街頭指導を実施。

→ 令和4年11月7日（月）

街頭指導を通じた、子どもたちの今の状況把握とその情報共有を行った。

イ 村山地区高等学校生徒指導協議会との情報交換や、中央指導委員として委嘱している小中高教職員と青少年指導センター専門指導員による長期休業時の街頭指導の実施など、市内小中学校及び村山地区の高校との連携・協力を図っている。

③ 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組

いじめ・非行の防止・根絶に向け、学校のみならず地域や家庭が連携して、「いじめ・非行を許さない・見逃さない」地域・環境づくりを進めるため、標語募集し、各応募校の代表優秀作品を表彰している。

年 度	標語応募校・作品（小中学校）（7/8月）
令和 4 年度	53 校：7,210 作品
令和 3 年度	48 校：7,951 作品
令和 2 年度	47 校：7,960 作品

(協 議 事 項)

令和5年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて

子どもたちの現況を踏まえ、健全育成及び非行防止活動を各種団体や関係機関と連携し工夫ある取り組みを実施します。

また、社会情勢の変化とともに青少年を取り巻く環境が大きく変わり、青少年問題もますます多様化・複雑化していることから、青少年が抱える問題や困難等に対し適宜支援ができるよう安全・安心な環境づくりを推進します。

施 策 1 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

取組1 青少年の健全育成体制の充実

- ① 山形市青少年問題協議会の開催
令和5年7月26日(水) 山形市役所にて開催
- ② 青少年健全育成講演会の開催
令和5年11月 開催予定
- ③ 青少年育成推進員の委嘱・活動促進
学区ごとに選出された「青少年育成推進員」59名による地域活動
- ④ 「令和5年度 やまがたの青少年」の発行
令和5年7月発行
- ⑤ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み
・有害図書陳列状況一斉調査 : 令和5年7～8月
・啓発キャラバン(ティッシュ配布) 予定

取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力

- ① 補助金・負担金の交付
ア 補助金交付団体…4団体、負担金交付団体…2団体
青少年健全育成団体等(6団体)に活動運営のための補助金・負担金を交付し、支援する。
イ(新規) 記念事業共催負担金交付団体…2団体合同
青少年指導センター創立60周年・青少年育成市民会議創立50周年に合わせて、記念事業として10月に記念式典を開催するとともに、年度内に記念誌を発行する。
記念事業の実施にあたり、同実行委員会に負担金を交付する。
・交付額 300千円
- ② 各地区青少年健全育成連絡協議会等への活動奨励金の交付
・交付額 1地区 65,000円 34地区

取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

- ① 子ども・若者育成支援の連携・協力
若者相談支援拠点（市内3か所）との連携による困難を抱える子ども・若者支援

取組4 「二十歳の祝賀式」の開催

コロナ禍により変更・縮小していた式典につき、以前の規模に戻す方向で実行委員と協議中

施策2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもの安全・安心対策の基本方針」における、「子どもたちを より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、実施主体や関係部署等と連携を図りながら、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

- ① 通学路の整備
通学路安全点検・改善依頼と冬期間の通学路除排雪対応
- ② 通学路の安全確保
中学校通学路の防犯灯整備と維持管理
- ③ 「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づく取組の推進
教育委員会及び他関係部署の連携による組織的な推進

取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実

- ① 子ども見守り活動の推進
各地区の「子ども見守り隊」運動を啓発、支援
- ② 危険箇所の把握（危険が潜みやすい場所の改善）
危険箇所調査：令和5年7～8月

取組3 緊急情報の迅速な配信

- ① 「子ども安全情報配信システム」の運用
 - ・不審者情報及び注意喚起の配信
 - ・講演会や研修会など、多様な安全情報の配信
 - ・山形市連携中枢都市圏の連携事業として村山管内7市7町の安全情報の配信
- ② 市LINE公式アカウントによる配信

取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

子どもたちを事件・事故・犯罪から守るため、学校や保護者、青少年健全育成団体、警察等の関係機関・団体が連携し、各小・中学校の実情に応じた仕組みづくりを検討
体験活動や居場所づくり
放課後子ども教室、放課後児童クラブによる安全安心の確保

施 策 3 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

取組1 有害図書等の監視・調査

- ① 有害図書調査
有害図書陳列状況調査：令和5年7～8月
- ② 有害違法簡易広告物の監視
通年実施

取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発

- ① インターネット適正使用についての啓発
 - ・「広報やまがた」令和5年7月15日号掲載（複数回掲載予定）
 - ・山形市ホームページへの通年掲載
- ② インターネット等安全パトロールの実施と方法の調査
コミュニティ掲示板（爆サイ）及びSNS上の不適切な書き込みの通年監視及び県警サイバー対策課等と連携し検索・閲覧・監視方法等を調査

取組3 薬物乱用防止の啓発

国や警察庁などが作成した薬物乱用防止ポスターの掲示や、薬物乱用防止についてのチラシ・リーフレットを各種会議で配布・啓発予定。

施 策 4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策・相談体制を推進する。

取組1 街頭指導の実施

- ① 中央指導委員による街頭指導（専門指導員同行による街頭指導）
 - ア 平日の街頭指導
繁華街、大型商業地域を中心に平日実施
 - イ 長期休業期間の街頭指導
夏休みなどの長期休業期間中、学校教員等を中心に実施
 - ウ 車両による街頭指導
市内一円を対象に「青色防犯パトロール車」による街頭指導を実施
- ② 地区指導委員による街頭指導
 - ・夏季休業中一斉街頭指導：令和5年7～8月
 - ・冬休み（年末年始）、春休み（年度末）での実施
 - ア 地区の行事時等の街頭指導
長期休業期間やお祭り等、各地区の青少年指導委員会の計画により実施
 - イ 危険箇所の把握
各地域内の街頭指導・巡回時に危険箇所等を把握、関係機関へ連絡を実施

取組2 少年相談の実施

① 相談体制

青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を実施
・電話・面談：平日の午後1時～5時 メール：24時間受付

② SNS（LINE・チャット）による相談体制

市ホームページ上や啓発カードでにより国、県、他の部署のSNS相談窓口を情報提供

取組3 研修会の実施

青少年指導センター指導委員、少年相談員を対象に外部講師による研修会実施

取組4 広域連携の推進

① 県内各青少年指導センターとの連携

山形県青少年補導連絡協議会 総会
令和5年4月26日（水） オンライン開催

② 合同街頭指導の実施等による周辺市町・警察との連携

a 他市町、県等との連携

令和5年6月19日（月）

上市市、天童市、山辺町、中山町、村山総合支庁との合同で、イオンモール天童にて実施

b 警察等との連携

令和5年7月28日（金） 予定

山形警察署員との合同で、霞城公園、山形駅方面、駅ビル、隣接公園を中心に実施

c 仙台市との連携

電車、バスにより仙台市を訪問、仙台市青少年補導センターと連携し仙台市街地の街頭指導を実施（時期調整中）

d その他健全育成団体等との街頭指導

P T A母親委員を対象とした定期的な情報交換会の開催により実施を検討

青少年の健全育成に関する協定を結んだ山形南ロータリークラブとの街頭指導を検討

③ 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組

小中学校からの標語を募集し代表優秀作品を表彰

県広報誌「見守る目・育む芽」やポスターの配布

(情 報 交 換)

各 機 関 の 青 少 年 施 策 に つ い て

No.	機関名	青少年関連施策等 (取り組み、事業など)	内 容
1	山形 地方法務局	・ 子どもの人権に関する事業	・ 「令和5年度『子どもの人権SOSミニレター』事業 の実施内容」及び「『子どもの人権SOSミニレター』事業 実施結果 等
2	山形 保護観察所	・ 社会を明るくする運動 強化月間・再犯防止啓発月間	別添パンフレット ・ 社会を明るくする運動 ～生きづらさを生きていく～
3	山形警察署	・ 山形警察署管内の 少年補導概況	別添資料あり ・ 山形警察署管内の少年補導概況について ・ SNSによる犯罪の撲滅について ほか
4	山形 労働基準監督署	・ 労働基準法の年少者への適用 について	別添資料あり：パンフレット ・ 高校生等を使用する事業主の皆さんへ

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三十一日法律第一六号） 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五

十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

資料2

○山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月25日条例第3号

改正

昭和43年6月15日条例第30号

平成13年3月23日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成13年条例10号〕

(設置)

第2条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

全部改正〔平成13年条例10号〕

(所掌事務及び意見の具申)

第3条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長2人を置く。
- 3 副会長のうち1人はこの市の教育長とし、他の1人は委員の互選によつて定める。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理す

る。

一部改正〔平成13年条例10号〕

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成13年条例10号〕

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年3月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例（昭和34年市条例第3号）第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。

3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。

4 幹事は、協議会の事務を処理する。

5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

子どもの安全・安心対策の基本方針

(1) 方針策定の経緯

児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件等への対策として、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定。

平成21年2月には、実行性を高め効果的に推進していくための改定を行い、平成27年9月には、子どもたちを取り巻く社会環境等に即した安全・安心対策とするため二回目の改定を行った。

(2) 目的

登下校時の危険性を踏まえ、安全・安心を守ることを目的とする。

(3) 基本理念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守る。

(4) 基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進する。(別表)

- ① 子どもが一人になる場面を、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮する。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進する。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていく。